

平成23年4月25日

保護者の皆様

川崎市立今井中学校  
校長 河野 勝彦

## 暴風警報発令時等における臨時休業などについてのお知らせ

保護者の皆様には、日頃より本校教育活動にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

さて、川崎市では「暴風警報」などが発令されたときの生徒の安全確保について次のように対応しておりますので、お知らせいたします。内容をご確認いただき、趣旨についてご理解くださいますようお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、遠慮なく担任等にご確認ください。

- 1 神奈川県全域、または県内の一部（川崎市に限られません）に「暴風警報」が午前6時の時点で発令された場合、あるいは発令が継続されていた場合は、生徒の安全確保のため、当日一日を臨時休業（休校）とします。
- 2 「暴風警報」以外の警報（「大雪警報」「大雨警報」等）が発令された場合などについてはこれまで通り、その状況に応じて学校として判断を行い、保護者の皆様にご連絡いたします。
- 3 生徒の登校後に「暴風警報」が発令された場合については、授業時間を繰り上げ、安全なうちに生徒を下校させます。ただし、下校する時間が台風等の襲来などと重なる恐れのあるときは、生徒を学校で待機させるなどの安全措置を講ずることがあります。また、「暴風警報」以外の警報が出た場合、学習途中で下校させるかどうかについては、その都度学校で判断いたします。  
いずれの場合も、授業を繰りあげ、学習途中で下校させるようなときは、連絡網でお知らせいたします。
- 4 その日一日を臨時休業（休校）と決定した場合、途中で天候が回復しても登校時刻を繰り下げて授業を実施することはいたしません。ただし、通学路の安全を確認したうえで、部活動などの放課後の生徒の活動について実施することがありますが、その際はご連絡いたします。